

なぜ「自治基本条例」が必要か

- ★ 地方自治法には地方自治の最低限のルールしか決められていない。だから、自治体にあった、もっと優れたルールを作っていこうというのが自治基本条例。自治基本条例を作る意義は、団体自治の改革と力のある住民自治を育むため。首長や議員の交代に揺らぐことのない、住民による自治の基盤をしっかりと築いていくことである。予算も権限も責任も持った自治。だから、文句言いではダメ。口は出すけれども、行動もするし、責任も取るというのが住民自治。住民自治が力を持ってこれば、自然と団体自治の改革につながっていく。住民のコントロールのもと、透明性を持った適正な自治体運営ができるようになる。
- ★ 高浜市の自治基本条例の核心は、まちづくり協議会をどう担保するか。
- ★ まちづくり協議会と町内会との関係。(まちづくり協議会は円卓会議)
- ★ まちづくり協議会の運営は透明性・公開性が求められる。まちづくり協議会は「近隣政府」「公共団体」であり、公金を使っているのだから、その地域の住民だけでなく、全市民に対して説明責任があるという意識を持たなければならない。
- ★ 自治基本条例は「親分条例」「メニュー条例」。

これからの「総合計画」のあり方

- ★ これからの総合計画は、総花的になってはいけない。未来を描く価値（政策）に優先順位をつけ、どこかの分野に特化する。
- ★ 政治とは選択すること。これをやるから、これは我慢するということが必要。それが政治の責任であり、政治改革にもなる。「あれもこれも」という幻想は捨てる。
- ★ よく「住民は株主」という例え方がされるが、その考え方は違う。住民は経営者であり、サービスの製造者であり、サービス業でもあり、消費者でもある。株主というのは「配当だけ寄せ」ということ。地方自治は、みんなで投資することはあっても、リターンはない。あえてリターンと言うならば、生きていることそのものがリターンである。自分のことばかり主張するのではなく、「ひとりがみんなのために」という感覚が地方自治には必要。

「市民会議」参画にあたって

- ★ 文句のオンパレードになってはいけない。文句ばかりで、行動が伴っていない人はだめ。
- ★ 「人を批判しない」「揚げ足を取らない」「時間を共有する」ということを共通認識として持って参画する。
ex. ×「あなたの意見はおかしい」→○「私はちょっと違う意見を持っていますが・・・」
- ★ 1回の発言時間は2～3分とし、順番に全員発言できるようにする。全員しゃべることが大切。言いたいことがたくさんある人は、1回3分以内で話ができるように、あらかじめ話の内容を考えてくるようにする。
- ★ 他人がしゃべっている時間に割って入らない。他人がしゃべっている時間は他人のものという意識を持つこと。時間を奪ってはいけない。「その意見はいいね」と賛同の意味で割って入ることもNG。
- ★ 否定形で話をしない。肯定形・願望形で話す訓練をする。「願望形」に変えると「夢」や「目標」になる。文句ばかり言っていると、活動のエネルギーがそがれてしまう。